

(単位会使用欄)

S55.8.31 以前の入会年月日

昭和 年 月 日 確認印

日行連受理印

単位会受理印

様式第 32-3 号 (第 28 条の 2 関係)

行政書士法人の社員資格証明申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会 長 殿

登録番号 第 号

氏 名 職印

私は、行政書士法人の社員になりたい (加入したい) ので、日本行政書士会連合会の名簿に登録されている行政書士であること、並びに行政書士法第 13 条の 5 第 2 項各号のいずれにも該当していないことを証明して頂きたく、ここに申請いたします。

生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
登録年月日	昭・平・令 年 月 日
住 所	
事務所の名称	
事務所の所在地	
社労士業務取扱の有無	有 ・ 無
特定行政書士の付記	有 ・ 無

- (備考) 1. この申請書は、所属している単位会に提出すること。
2. 申請書を提出するときは、手数料を納入すること。
3. 社労士業務取扱の有無は、行政書士として社労士業務を取り扱うことができる者である場合のみ、「有」に○を付ける。この場合、「社労業務取扱証明書」の写し又は「行政書士法の一部を改正する法律 (昭和 55 年法律第 29 号)」の施行 (昭和 55 年 9 月 1 日) の際、現に入会者であることを証する書面を添付すること。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()

(単位会使用欄)

S55.8.31 以前の入会年月日

昭和 年 月 日 確認印

日行連受理印

単位会受理印

様式第 32-3 号 (第 28 条の 2 関係)

行政書士法人の社員資格証明申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会長 殿

登録番号 第 号

氏名 職印

私は、行政書士法人の社員になりたい (加入したい) ので、日本行政書士会連合会の名簿に登録されている行政書士であること、並びに行政書士法第 13 条の 5 第 2 項各号のいずれにも該当していないことを証明して頂きたく、ここに申請いたします。

生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
登録年月日	昭・平・令 年 月 日
住所	
事務所の名称	
事務所の所在地	
社労士業務取扱の有無	有 ・ 無
特定行政書士の付記	有 ・ 無

- (備考) 1. この申請書は、所属している単位会に提出すること。
2. 申請書を提出するときは、手数料を納入すること。
3. 社労士業務取扱の有無は、行政書士として社労士業務を取り扱うことができる者である場合のみ、「有」に○を付ける。この場合、「社労業務取扱証明書」の写し又は「行政書士法の一部を改正する法律 (昭和 55 年法律第 29 号)」の施行 (昭和 55 年 9 月 1 日) の際、現に入会者であることを証する書面を添付すること。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会長	副会長	委員長	点検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ()

行政書士証票、登録証、登録事項証明等の手数料

〔日行連会則第47条 抜粋〕

行政書士名簿への登録申請等を行う者は、次の各号に掲げる金額の手数料を単位会を經由して本会に納入しなければならない。

一 登録	25,000 円
二 登録事項の変更	4,000 円
三 行政書士登録証の紛失、き損等によるその再交付	3,000 円
四 所属行政書士会の変更	5,000 円
五 証明	2,000 円
六 行政書士証票の紛失、き損等によるその再交付	2,000 円

2 前項各号の2以上に該当する申請をするときは、それぞれ各号に定める金額の手数料を合わせて本会に納入しなければならない。